

南和広域医療組合議会

平成28年 第1回 定例会

提出議案

平成28年3月

南和広域医療組合

提出議案目次

議案番号	事 件 名	頁
議第 1 号	平成 2 7 年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第 2 号）について	1 頁
議第 2 号	平成 2 8 年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について	1 7 頁
議第 3 号	南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	5 9 頁
議第 4 号	南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について	6 1 頁
議第 5 号	南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について	7 5 頁
議第 6 号	南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定について	7 7 頁
議第 7 号	南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定について	7 9 頁
議第 8 号	南和広域医療企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について	8 1 頁
議第 9 号	南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について	8 3 頁
議第 1 0 号	南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定について	9 1 頁
議第 1 1 号	南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	9 3 頁
議第 1 2 号	南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例に制定について	9 5 頁
議第 1 3 号	南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	9 9 頁
議第 1 4 号	南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について	1 0 3 頁
議第 1 5 号	南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	1 0 7 頁

議案番号	事 件 名	頁
議第16号	南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定について	113頁
議第17号	南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の制定について	135頁
議第18号	南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定について	137頁
議第19号	南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定について	139頁
議第20号	南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止について	143頁
議第21号	南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について	145頁
議第22号	吉野病院の土地・建物の取得について	147頁
同第1号	南和広域医療組合監査委員の選任につき同意を求めることについて	149頁

議第 1 号

平成27年度南和広域医療組合病院事業会計補正予算（第2号）について
（総則）

第1条 平成27年度南和広域医療組合の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度病院事業会計（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	6,848,826 千円	0 千円	6,848,826 千円
第2項 負担金	4,579,600 千円	△1,925,900 千円	2,653,700 千円
第3項 企業債	1,926,300 千円	1,925,900 千円	3,852,200 千円

第3条 企業債の変更は「第1表 企業債補正」による。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

議第 1 号

平成 27 年度
病院事業会計補正予算書(案)
(第2号)

南和広域医療組合

平成27年度 南和広域医療組合 病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成27年度南和広域医療組合の病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度病院事業会計(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	6,848,826 千円	0 千円	6,848,826 千円
第2項 負担金	4,579,600 千円	△ 1,925,900 千円	2,653,700 千円
第3項 企業債	1,926,300 千円	1,925,900 千円	3,852,200 千円

第3条 企業債の変更は「第1表 企業債補正」による。

5

平成 28 年 3 月 1 日 提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

第1表 企業債補正

(単位：千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法		
医療器械等 購入費	1,926,300	普通貸借又は証券発行	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることが出来る。	3,852,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	

平成 27 年 度

病院事業会計予算に関する説明書

(補 正 第 2 号)

南和広域医療組合

平成27年度 南和広域医療組合 病院事業会計予算実施計画(補正第2号)

資本的収入及び支出

(収入)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的収入			6,848,826	0	6,848,826	
	負担金		4,579,600	△ 1,925,900	2,653,700	
		他会計負担金	4,579,600	△ 1,925,900	2,653,700	
	企業債		1,926,300	1,925,900	3,852,200	
		企業債	1,926,300	1,925,900	3,852,200	

平成27年度 南和広域医療組合病院事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書(補正第1号)

(平成27年8月1日から平成28年3月31日まで)

	(単位 千円)
1 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	10,025
減価償却費	1,561
引当金増減額	1,265
長期前受金戻入額	△ 1,561
受取利息及び配当金	△ 3,616
支払利息	7,887
預り金の増減額 (△は減少)	△ 7,268
長期前払費用の増減額 (△は増加)	0
未払費用の増減額 (△は減少)	203
未収消費税の増減額 (△は増加)	△ 3,473
小計	<u>5,023</u>
利息及び配当金の受取額	3,616
利息の支払額	△ 7,887
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>752</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 10,159,290
県補助金等による収入	<u>3,524,229</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 6,635,061</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	<u>3,852,200</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>3,852,200</u>
資金増加額 (又は減少額)	△ 2,782,109
資金期首残高	<u>3,880,367</u>
資金期末残高	<u>1,098,259</u>

平成27年度 南和広域医療組合 病院事業会計予定貸借対照表(補正第2号)

平成28年3月31日

資 産 の 部		(単位 千円)
1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
(イ) 土地	848,682	848,682
(ロ) 建物	7,592,552	
建物減価償却累計額	△ 306	7,592,246
(ハ) 器械・備品	2,767,586	
器械・備品減価償却累計額	△ 1,160	2,766,426
(ニ) 車輛運搬具	1,904	
車輛運搬具減価償却累計額	△ 95	1,809
(ホ) 建設仮勘定		1,254,760
有形固定資産合計		12,463,923
長期前払費用		0
固定資産合計		12,463,923
2. 流動資産		
(1) 現金・預金	1,098,259	
(2) その他流動資産	3,473	
(4) 貯蔵品	0	
流動資産合計		1,101,732
資産合計		13,565,655

負債の部 (単位 千円)

3. 固定負債				
(1) 企業債 (固定)				
(イ) 企業の建設改良費等の財源に充てるための債	4,377,500			
企業債 合計		4,377,500		
固定負債 合計			4,377,500	
4. 流動負債				
(1) その他流動負債				
預り金			0	
その他流動負債			203	
(2) 引当金				
(イ) 賞与引当金	1,265			
引当金 合計		1,265		
流動負債 合計			1,468	
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			7,498,541	
(2) 長期前受金収益化累計額			△ 1,561	
繰延収益 合計				7,496,980
負債 合計				11,875,948

資 本 の 部 (単位 千円)

6. 資本金			
(1) 出資金	1,000,000		
資本金合計			1,000,000
7. 剰余金			
(1) 資本金			
(イ) 補助金	679,682		
(ロ) 受贈財産評価額	0		
(ハ) 他会計補助金	0		
資本金剰余金合計		679,682	

(2) 利益剰余金			
(イ) 減債積立金	0		
(ロ) 利益積立金	0		
(ハ) 建設改良積立金	0		
利益剰余金合計		0	
(3) 剰余金			
(イ) 繰越利益剰余金	0		
(ロ) 当年度純利益	10,025		
剰余金合計		10,025	
剰余金合計			689,707
資本金合計			1,689,707
負債・資本合計			13,565,655

平成 27 年 度

病院事業会計収入支出の明細書

資本的収入および支出

(収入)

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	節		備考
					区分	金額 (千円)	
資本的収入		6,848,826	0	6,848,826			
	負担金	4,579,600	△ 1,925,900	2,653,700			
企業債	他会計負担金	4,579,600	△ 1,925,900	2,653,700	他会計負担金	△ 1,925,900	市町村事業費負担金 △ 1,925,900
		1,926,300	1,925,900	3,852,200			
	企業債	1,926,300	1,925,900	3,852,200	企業債	1,925,900	病院事業債(特別分) 1,925,900

議第 2 号

平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について

(総則)

第1条 平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|-----|------------------|----------|----------|-----------|---------|
| (1) | 病床数 | 一般 | 246床 | 回復期及び療養病床 | 82床 |
| (2) | 年間入院患者数 | 入院患者数(延) | 72,591人 | 入院患者数(延) | 26,386人 |
| | 及び外来患者数 | 外来患者数(延) | 203,600人 | | |
| (3) | 1日平均入院患者数及び外来患者数 | 入院患者数 | 271人 | | |
| | | 外来患者数 | 841人 | | |

(4) 主な建設改良事業

南奈良総合医療センター器械備品整備事業 1,782,939千円

地域医療センター(五條病院)改修及び看護専門学校解体事業 1,988,330千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお営業運転資金に充てるため、奈良県より長期借入金505,733千円を借り入れ、88,646千円は市町村負担金を充てる。

収 入

第1款	病院事業収益	8,151,842千円
	第1項 医業収益	6,843,825千円
	第2項 医業外収益	1,204,099千円
	第3項 看護師養成事業収益	103,918千円

支 出

第1款	病院事業費用	8,746,221千円
	第1項 医業費用	8,401,472千円
	第2項 医業外費用	252,387千円
	第3項 看護師養成事業費用	92,362千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	4,978,349千円
第1項	補助金	1,502,985千円
第2項	負担金	1,417,500千円
第3項	企業債	2,057,864千円

支 出

第1款	資本的支出	4,978,349千円
第1項	建設改良費	4,978,349千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等購入費	千円 2,057,864	証書借入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	4,251,772千円
2. 交際費	120千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,270,948千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1. 南奈良総合医療センター医療機器 一式 | 1,782,939千円 |
| 2. 地域医療センター(五条病院)医療機器 一式 | 100,000千円 |
| 3. 地域医療センター(吉野病院)土地・建物 一式 | 1,072,080千円 |

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井正吾

議第2号

平成28年度

21

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

南和広域医療企業団

平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度南和広域医療企業団病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	一 般	246 床	回復期及び療養病床	82 床
(1) 病床数	入院患者数 (延)	72,591 人	入院患者数 (延)	26,386 人
(2) 年間入院患者数及び外来患者数	外来患者数 (延)	203,600 人		
(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数	入院患者数	271 人		
	外来患者数	841 人		

(4) 主な建設改良事業

南奈良総合医療センター器械備品整備事業	1,782,939 千円
地域医療センター(五條病院)改修及び看護専門学校校解体事業	1,988,330 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお営業運転資金に充てるため、奈良県より長期借入金505,733千円を借り入れ、88,646千円は市町村負担金を充てる。

収 入			
第1款	病院事業収益	8,151,842 千円	
第1項	医業収益	6,843,825 千円	
第2項	医業外収益	1,204,099 千円	
第3項	看護師養成事業収益	103,918 千円	
支 出			
第1款	病院事業費用	8,746,221 千円	
第1項	医業費用	8,401,472 千円	
第2項	医業外費用	252,387 千円	
第3項	看護師養成事業費用	92,362 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 資本的収入	4,978,349 千円
第1項 補助金	1,502,985 千円
第2項 負担金	1,417,500 千円
第3項 企業債	2,057,864 千円
支出	
第1款 資本的支出	4,978,349 千円
第1項 建設改良費	4,978,349 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械等購入費	千円 2,057,864	証書借入	6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 4,350,823 千円
2. 交際費 120 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,270,948千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1. 南奈良総合医療センター医療機器 一式 1,782,939 千円
2. 地域医療センター(五條病院)医療機器 一式 100,000 千円
3. 地域医療センター(吉野病院)土地・建物 一式 1,072,080 千円

平成 28 年 3 月 1 日 提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

平成28年度

病院事業会計予算に関する説明書

南和広域医療企業団

平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出
(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予定額	備考
1 病院事業収益	1 医療収益		8,151,842	
		1 入院収益	6,843,825	
		2 外来収益	3,512,389	
		3 その他医療収益	2,336,396	
		4 県補助金	245,258	
		5 他会計補助金	495,562	
2 医療外収益	2 医療外収益	6 他会計負担金	26,947	
			227,273	
			1,204,099	
		1 受取利息及び配当金	1,875	
		2 他会計負担金	203,843	
		3 長期前受金戻入	951,446	
3 看護師養成事業収益	3 看護師養成事業収益	4 その他医療外収益	46,935	
			103,918	
		1 県補助金	80,000	
		2 その他看護師養成事業収益	23,918	

平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

(支出)

款	項	目	予定額	備考
1 病院事業費用			8,746,221	
	1 医療業費用		8,401,472	
		1 給与	4,251,772	
		2 材料	1,270,948	
		3 経費	1,709,054	
		4 減価償却	1,155,768	
		5 研究研修	13,930	
	2 医療業外費用		252,387	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	104,583	
		2 長期前払消費税償却	147,804	
	3 看護師養成事業費用		92,362	
		1 看護師養成	92,362	

(単位:千円)

平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計予算実施計画

資本的收入及び支出
(収入)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本的收入			4,978,349	
1 補 助 金			1,502,985	
		1 県 補 助 金	1,479,864	
		2 他 会 計 補 助 金	23,121	
2 負 担 金			1,417,500	
		1 他 会 計 負 担 金	1,417,500	
3 企 業 債			2,057,864	
		1 企 業 債	2,057,864	

(支出)

款	項	目	予 定 額	備 考
1 資本の支出			4,978,349	
1 建設改良費			4,978,349	
		1 病院改築事業費	2,023,330	
		2 器械備品購入費	1,882,939	
		3 土地購入費	99,000	
		4 建物購入費	973,080	

平成28年度 南和広域医療企業団病院事業会計 予定キャッシュフロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	(単位：千円)
1 医業活動によるキャッシュフロー	
当年度純利益	△ 594,379
減価償却費	1,155,768
長期前払消費税償却	147,804
賞与引当金の増減額 (△は減少)	215,840
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	89,450
長期前受金戻入額	△ 951,446
受取利息及び配当金	△ 1,875
支払利息	104,583
未収入金の増減額 (△は増加)	△ 870,785
預り金の増減額 (△は減少)	600,000
医業未払金の増減額 (△は減少)	286,801
その他	20,942
小計	<u>202,703</u>
2 投資活動によるキャッシュフロー	
利息及び配当金の受取額	1,875
利息の支払額	△ 104,583
業務活動によるキャッシュフロー	99,995
有形固定資産の取得による支出	△ 4,209,049
無形固定資産の取得による支出	△ 769,300
県補助金等による収入	2,394,534
投資活動によるキャッシュフロー	<u>△ 2,583,815</u>
3 財務活動によるキャッシュフロー	
長期借入れによる収入	505,733
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,057,864
財務活動によるキャッシュフロー	2,563,597
資金増加額 (又は減少額)	79,777
資金期首残高	<u>1,638,694</u>
資金期末残高	<u>1,718,471</u>

給与費明細書

1 総括

(単位 人:千円)

区分	職員数		給与費					法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	賃金	手当	計		
本年度	18	421	51,753	1,648,664	99,476	1,870,201	3,670,094	680,729	4,350,823
資本勘定支弁職員									
合計	18	421	51,753	1,648,664	99,476	1,870,201	3,670,094	680,729	4,350,823
前年度	15	1	5,455	4,827	3,092	3,093	16,467	2,393	18,860
資本勘定支弁職員									
合計	15	1	5,455	4,827	3,092	3,093	16,467	2,393	18,860
比較	3	420	46,298	1,643,837	96,384	1,867,108	3,653,627	678,336	4,331,963
資本勘定支弁職員									
合計	3	420	46,298	1,643,837	96,384	1,867,108	3,653,627	678,336	4,331,963

区分	(単位 千円)														
	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	管理職手当	宿日直手当	初任給調整手当	管理職特別勤務手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	児童手当	退職給与費
本年度	53,566	42,448	18,796	44,030	163,991	31,543	37,236	39,673	181,332	2,503	615,407	267,864	121,965	22,289	208,007
前年度	145	0	0	140	0	0	0	0	0	0	2,808	0	0	0	0
比較	53,421	42,448	18,796	43,890	163,991	31,543	37,236	39,673	181,332	2,503	612,599	267,864	121,965	22,289	208,007

2 給与及び手当の状況

(1) 職員1人あたりの給与

区 分		医 師 職	医療技術職	看護職	事務職	その他の職
平成28年4月1日予定	平均給料月額(円)	488,474	323,788	313,423	303,893	232,160
	平均給与月額(円)	1,338,630	519,534	513,260	510,440	359,272
	平均年齢(歳)	44.96歳	43.01歳	39.29歳	38.67歳	43.35歳

(単位 円)

(2) 初任給

区 分	医 師 職	医療技術職	看護職	事務職	その他の職	一般会計の制度 (一般行政職)
高 校 卒				149,000	135,400	149,000
大 学 卒	339,100	208,400	230,500	183,300	154,900	183,300

(単位 円)

(3) 級別職員数

区 分	医 師 職		医療技術職		看護職		事務職		その他の職		
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	
平成28年4月1日予定	1 級	25	41.7	8	10.7			1	33.3		
	2 級	10	16.6	9	12.0	41	16.4				
	3 級	24	40.0	14	18.7	44	17.6	1	33.3	26	100.0
	4 級	1	1.7	4	5.3	155	62.0	1	33.3		
	5 級			40	53.3	9	3.6				
	6 級					1	0.4				
	7 級										
計	60	100.0	75	100.0	250	100.0	3	99.9	26	100.0	

(単位 人: %)

(4) 級別の標準的な職務内容

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
医師 医療職(一)	医員	医長	副院長 診療部長 センター長	院長		
医療技術員 医療職(二)	技師	主任技師	主査	係長 主任主査	副部長 技師長 副技師長	部長 技師長
看護師 医療職(三)		主任技師 技師	看護主査	看護主任	看護副部長 看護師長	看護部長
事務職員 行政職(一)	主事	主任主事	主査	係長 主任主査	課長 課長補佐	事務局長 次長
看護専門学校職員 教育職(四)	技師	副校長／教務主任／ 教務主査／看護主査 主任技師				
その他職員	業務員補	業務員	主任業務員			

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置
	6月(月分)	12(月分)		
本年度	2.025	2.175	4.200	有
前年度	1.975	2.225	4.200	有
一般会計の制度	2.025	2.175	4.200	有

(6) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	
一般会計の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例 措置(2~45%加算)	

(7) 地域手当

支給率(%)	14
支給対象職員数(人)	60
一般会計の制度(支給率)(%)	—

(8) 特殊勤務手当

区分	全職種	医師職	医療技術職	看護職	事務職	その他の職
給与の総額に対する比率(%)	3.8	1.5	0.7	6.1	0.7	3.3
支給対象職員の比率 (平成27年1月1日現在)	95.5	100.0	88.0	96.4	85.7	100.0
支給対象職員1人あたり 平均支給月額	24,160	18,423	4,281	32,753	4,166	11,836
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜看護勤務手当					

(9) その他の手当

区分	分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	当	同	—
住居手当	当	同	—
通勤手当	当	同	—

平成27年度 南和広域医療組合事業会計予定損益計算書(前年度)

(平成27年8月1日から平成28年3月31日)

(単位:千円)

1.	医業収益			
	(1) 入院収益	0		
	(2) 外来収益	0		
	(3) その他医業収益	0		
	(4) 他会計負担金	0	0	
2.	医業費用			
	(1) 給与	20,997		
	(2) 材料	0		
	(3) 経費	358,425		
	(4) 減価償却	1,742		
	(5) 研究修費	48		
	(6) 消費税	0		
	(7) その他医業費用	0	381,212	
	医業利益			△ 381,212
3.	医業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	894		
	(2) 他会計負担金(医業外)	283,602		
	(3) 県補助金	115,000		
	(4) 長期前受金戻入	1,742		
	(5) その他医業外収益	0	401,238	
4.	看護師養成事業収益			
	(1) 他会計補助金	0		
	(2) 他会計負担金	0		
	(3) 負担金及び交付金	0		
	(4) その他看護師養成事業収益	3,500	3,500	

5.	医療外費用				
	(1) 支払利息及び企業債取扱い諸費	3,625			
	(2) 長期前払消費税償却	0			
	(3) 消費税	12,685			
	(4) 雑支出	0	16,310		388,428
	経常利益				7,216
6.	特別利益				
	(1) 固定資産売却益	0			
	(2) 過年度損益修正益	7,268			
	(3) その他特別利益	0	7,268		
7.	特別損失				
	(1) 固定資産売却損	0			
	(2) 過年度損益修正損	0			
	(3) その他特別損失	0	0		7,268
	当年度純利益				14,484
前	年度繰越欠損金				0
当	年度繰越純利益				14,484

平成27年度 南和広域医療組合病院事業会計予定貸借対照表(前年度)

平成28年3月31日

資産の部

(単位:千円)

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
(イ) 土地	1,312,594		1,312,594	
(ロ) 建物	8,292,531			
建物減価償却累計額	△ 487		8,292,044	
(ハ) 構築物	153,757			
構築物減価償却累計額	0		153,757	
(ニ) 器械・備品	2,401,758			
器械・備品減価償却累計額	△ 1,160		2,400,598	
(ホ) 車輛運搬具	1,023			
車輛運搬具減価償却累計額	△ 95		928	
(ホ) 建設仮勘定			652,044	
有形固定資産合計				12,811,965
長期前払費用				779,854
固定資産合計				13,591,819
2. 流動資産				
(1) 現金・預金	1,638,694			
流動資産合計				1,638,694
資産合計				15,230,513

負債の部

(単位:千円)

3. 固定負債			
(1) 企業債 (固定)			
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,703,000		
企業債 合計		4,703,000	
固定負債 合計			4,703,000
4. 流動負債			
(1) その他流動負債			
預り金		2,400	
(2) 引当金			
(イ) 賞与引当金	1,468		
引当金 合計		1,468	
流動負債 合計			3,868
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		8,662,221	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 1,742	
繰延収益 合計			8,660,479
負債 合計			13,367,347

資本の部

(単位:千円)

6. 資本金			
(1) 出資金	1,000,000		
資本金 合計		1,000,000	
7. 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
(イ) 補助金	848,682		
資本金剰余金 合計		848,682	
(3) 欠損金			
(ロ) 当年度純利益	14,484		
剰余金 合計		14,484	
剰余金 合計			863,166
資本金 合計			1,863,166
負債・資本 合計			15,230,513

平成28年度 南和広域医療組合病院事業会計予定貸借対照表

平成29年3月31日

資 産 の 部

1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
(イ) 土地	地	1,411,594	1,411,594	
(ロ) 建物	物	9,416,901		
	建物減価償却累計額	△345,081	9,071,820	
(ハ) 器械・備品	品	3,724,700		
	器械・備品減価償却累計額	△575,923	3,148,777	
(ニ) 車輛運搬具	具	1,618		
	車輛運搬具減価償却累計額	△640	978	
(ホ) 建設仮勘定	定	2,154,054	2,154,054	
有形固定資産合計	計			15,787,223
(2) 無形固定資産				
その他無形固定資産	産	533,189		
無形固定資産合計	計			533,189
(3) 投資				
(イ) 長期前払消費税	税	556,217		
投資合計	計			556,217
固定資産合計	計			16,876,629
2. 流動資産				
(1) 現金・預金	金	1,718,471		
(2) 未収金	金	870,785		
(4) その他流動資産	産	9,049		
流動資産合計	計			2,598,305
資産合計	計			19,474,934

(単位 千円)

負債の部 (単位 千円)

3. 固定負債				
(1) 企業債				
(イ) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,509,464			
企業債合計		4,509,464		
(2) 他会計借入金				
(イ) その他の長期借入金	505,733			
他会計借入金合計		505,733		
(3) 引当金				
(イ) 退職給付引当金	89,450			
引当金合計		89,450		
固定負債合計			5,104,647	
4. 流動負債				
(1) 医業費用未払金			286,801	
(2) その他の流動負債				
(イ) 預り金	600,000			
(ロ) その他の流動負債	25,673		625,673	
(5) 引当金				
(イ) 賞与引当金	217,105			
引当金合計		217,105		
流動負債合計			1,129,579	
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			12,362,197	
(2) 長期前受金収益化累計額			△953,188	
繰延収益合計				11,409,009
負債合計				17,643,235

資 本 の 部 (単位 千円)

6. 資本金				
(1) 出資	金			1,000,000
資本金	合計			1,000,000
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
(イ) 補助金		99,000		
(ロ) 受贈財産評価額		0		
(ハ) 他会計補助金		1,312,594		
資本剰余金	合計		1,411,594	
(2) 利益剰余金				
(イ) 減債積立金		0		
(ロ) 利益積立金		0		
(ハ) 建設改良積立金		0		
利益剰余金	合計		0	
(3) 欠損金				
(イ) 繰越利益剰余金		14,484		
(ロ) 当年度純利益		△594,379		
剰余金	合計		△579,895	
剰余金	合計			831,699
資本金	合計			1,831,699
負債・資本	合計			19,474,934

注記

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物	50年
構築物	20年
工具器具及び備品	4年
車両運搬具	6年

2 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金

職員の期末・勤続手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は一括比例配分方式による。

II. 予定貸借対照表関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は4,509,464千円である。

議 第 2 号
参 考 資 料

平 成 2 8 年 度

南和広域医療企業団病院事業会計予算書(案)

施設別明細書

病 床 数 及 び 患 者 数

○南奈良総合医療センター
病床数

(単位：床、人)

区 分	当 年 度	備 考
一 般 病 床 (HCU 含 む)	196	
回 復 期 病 床	36	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年 延 入 院 患 者 数	67,009	回復期病床含
一 日 平 均 入 院 患 者 数	183	回復期病床含
年 延 外 来 患 者 数	169,400	
一 日 平 均 外 来 患 者 数	700	

○地域医療センター (吉野病院)
病床数

区 分	当 年 度	備 考
一 般 病 床	50	
療 養 病 床	46	

患者数

区 分	当 年 度	備 考
年 延 入 院 患 者 数	31,968	療養病床含
一 日 平 均 入 院 患 者 数	87	療養病床含
年 延 外 来 患 者 数	24,926	
一 日 平 均 外 来 患 者 数	108	

○地域医療センター（五條診療所）
病床数

区分	当年度	備考
一般病床	—	
療養病床	—	

患者数

区分	当年度	備考
年延入院患者数	—	
一日平均入院患者数	—	
年延外来患者数	8,352	訪問診療含む
一日平均外来患者数	34	訪問診療含む

【南奈良総合医療センター】
(収入)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考	
			区分	金額 (千円)		
病院事業収益 医療収益	入院収益	6,778,209				
	外来収益	5,506,541				
	入院収益	2,735,922	入院収益	2,735,922		
	外来収益	1,948,100	外来収益	1,948,100		
	その他医療収益	198,287				
	室料差額収益			92,242		
	公衆衛生活動収益			28,639		
	医療相談収益			36,902		
	その他医療収益			40,504		
	県補助金	495,562			県補助金	495,562
医療外収益	他会計補助金	8,145				
	他会計負担金	120,525				
	他会計負担金				他会計補助金	8,145
	他会計負担金				他会計負担金	120,525
	受取利息及び配当金	1,167,750				
	受取利息及び配当金	1,875			預金利息	1,875
	他会計負担金	203,843				
	他会計負担金				他会計負担金	203,843
	長期前受金戻入	930,654			長期前受金戻入	930,654
	長期前受金戻入	31,378			その他医療外収益	31,378
看護師養成事業収益	県補助金	103,918				
	県補助金	80,000				
	その他看護師養成事業収益	23,918			県補助金	80,000
その他看護師養成事業収益				その他看護師養成事業収益	23,918	

(支 出)

病 院 医 事 業 費 用	款 ・ 項	目	本 年 度 (千 円)	節		備 考			
				区 分	金 額 (千 円)				
医 事 業 費 用	給 与 費	給 与 費	7,415,405						
			7,077,656						
			3,544,786	料	1,337,294				
				当	1,189,680				
				酬	36,957				
				金	72,267				
				費	536,123				
				額	17,431				
				費	98,823				
				額	74,524				
材	料 費	料 費	1,000,873						
				費	581,107				
				費	408,607				
				費	6,555				
				費	4,604				
			經	費	費	1,383,591			
							費	1,431	
							費	108,620	
							費	3,564	
							費	4,140	
	費	15,074							
	費	1,620							
	費	144,860							
	費	57,141							
	費	1,125							
	費	13,099							
	費	6,696							
	料	6,482							
	料	634							
	料	102,713							
	料	675,099							
	料	108							
	費	9,353							
	費	120							
	費	1,639							
	金	230,051							
	費	22							

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区 分	金 額 (千円)	
医 業 外 費 用	減 価 償 却 費	1,134,976			
			建物減価償却費	316,882	
			構築物減価償却費	6,919	
			器械備品減価償却費	810,630	
			車両減価償却費	545	
医 業 外 費 用	研 究 研 修 費	13,430			
			謝金	300	
			図書費	1,843	
			旅費	6,718	
			研究雑費	4,569	
医 業 外 費 用	支払利息及び企業債取扱諸費	245,387			
		104,583	企業債利息	103,843	
			一時借入金利息	740	
		140,804	長期前払消費税償却	140,804	
	看 護 師 養 成 費 用	看 護 師 養 成 費	92,362		
		92,362	給料	37,611	
			手当	19,551	
			報酬	2,956	
			法定福利費	13,502	
			法定福利費引当金繰入額	474	
			賞与引当金繰入額	5,406	
			教材費	821	
			旅費	855	
			職員被服費	52	
			消耗品費	613	
			消耗備品費	292	
			光熱費	3,689	
			食糧費	17	
			印刷製本費	309	
			修繕費	51	
			保険料	334	
		賃借料	5,115		
		委託料	662		
		諸会費	2		
		負担金	50		

(收入)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本的 補助 金		1,817,939			
	県補助金	361,831			
	県補助金	338,710		338,710	
	他会計補助金	23,121		23,121	
負担 金		556,044			
	他会計負担金	556,044			
企業 債		900,064			
	企業債	900,064		556,044	
	企業債			900,064	

(支出)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本的 建設 改良 費		1,817,939			
	病院改築事業費	1,817,939			
	工事事務費	35,000		35,000	
	器械備品購入費	1,782,939			
	器械備品購入費			451,840	
	器具備品購入費			1,331,099	

【地域医療センター(吉野病院)】

(収入)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益 医療事業収益		1,324,964			
		1,288,615			
	入院収益	776,467	入院収益	776,467	
	外来収益	339,768	外来収益	339,768	
	その他医療収益	46,830	室料差額収益 公衆衛生活動収益 その他医療収益	37,108 6,457 3,265	
	他会計補助金	18,802	他会計補助金	18,802	
	他会計負担金	106,748	他会計負担金	106,748	
医療外収益	長期前受金戻入	36,349			
	その他医療外収益	20,792	長期前受金戻入	20,792	
		15,557	その他医療外収益	15,557	

(收入)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本的収入 補助金		1,072,080			
		1,072,080			
	県補助金	1,072,080	県補助金	1,072,080	

(支出)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
資本的支出 建設改良費		1,072,080			
		1,072,080			
	土地購入費	99,000	土地購入費	99,000	
	建物購入費	973,080	建物購入費	973,080	

【地域医療センター(五條診療所)】
(収入)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業収益 医療収益		48,669			
		48,669			
	外来収益	48,528		48,528	
	その他医療収益	141		141	

(支出)

款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
			区分	金額 (千円)	
病院事業費用		54,334			
		54,334			
医療費用	給与	22,808			
	給料			5,226	
	手当			9,636	
	賃金			3,192	
	法定福利費			3,546	
	法定福利費引当金繰入額			75	
	退職給与費引当金繰入額			249	
	賞与引当金繰入額			884	
	材料	10,863			
	薬品費			6,379	
	診療材料費			4,484	
	経費	20,663			
	職員被服費			78	
消耗品費			130		
光熱水費			6,264		
燃料費			1,383		
食糧費			36		
印刷製本費			65		
修繕費			378		
保険料			108		
手数料			1,117		
賃借料			98		
委託料			10,650		
広告料			0		
通信運搬費			104		
諸会費			50		
負担金			180		
雑費			22		

(收入)	款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
				区 分	金 額 (千円)	
資	本 的 收 入		2,088,330			
補	助 金		69,074			
		県 補 助 金	69,074		69,074	
負	担 金		861,456			
		他 会 計 負 担 金	861,456		861,456	
企	業 債		1,157,800			
		企 業 債	1,157,800		1,157,800	

(支出)	款・項	目	本年度 (千円)	節		備考
				区 分	金 額 (千円)	
資	本 的 支 出		2,088,330			
建	設 改 良 費		2,088,330			
		病 院 改 築 事 業 費	1,988,330			
		工 事 請 負 費			1,973,330	
		工 事 事 務 費			15,000	
		器 械 備 品 購 入 費	100,000			
		医 療 器 械 購 入 費			100,000	

議第 3 号

南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例について次のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議決を求める。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行し、改正後の南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

議第 4 号

南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例の制定について

南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴う条例の整理に関する条例(趣旨)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から南和広域医療組合を南和広域医療企業団とすることに伴い、現に施行中の条例(以下「既存の条例」という。)の整理について、必要な事項を定めるものとする。

(既存の条例の改正)

第2条 既存の条例中「南和広域医療組合公告式条例」を「南和広域医療企業団公告式条例」に、「管理者」を「企業長」に、「管理者名」を「企業長名」に、「管理者印」を「企業長印」に、「組合」を「企業団」に、「南和広域医療組合」を「南和広域医療企業団」に、「南和広域医療組合職員定数条例」を「南和広域医療企業団職員定数条例」に、「南和広域医療組合規約(平成24年1月23日総行市第146号)」を「南和広域医療企業団規約(平成28年2月1日総行市第1号)」に、「組合事務所」を「南和広域医療企業団」に、「南和広域医療組合職員」を「南和広域医療企業団職員」に、「南和広域医療組合職務」を「南和広域医療企業団職務」に、「南和広域医療組合委員会」を「南和広域医療企業団委員会」に、「南和広域医療組合管理者等」を「南和広域医療企業団企業長等」に、「管理者等」を「企業長等」に、「南和広域医療組合議会委員会条例」を「南和広域医療企業団議会委員会条例」に、「南和広域医療組合議会」を「南和広域医療企業団議会」に、「南和広域医療組合議会会議規則準用」を「南和広域医療企業団議会会議規則準用」に、「南和広域医療組合議会会議規則」を「南和広域医療企業団議会会議規則」に、「南和広域医療組合監査委員」を「南和広域医療企業団監査委員」に、「南和広域医療組合議会議員」を「南和広域医療企業団議会議員」に、「南和広域医療組合実費弁償条例」を「南和広域医療企業団実費弁償条例」に、「南和広域医療組合財

政状況」を「南和広域医療企業団財政状況」に、「南和広域医療組合長期継続契約」を「南和広域医療企業団長期継続契約」に、「南和広域医療組合整備運営基金条例」を「南和広域医療企業団整備運営基金条例」に、「南和広域医療組合事業」を「南和広域医療企業団事業」に、「南和広域医療組合整備運営基金」を「南和広域医療企業団整備運営基金」に、「南和広域医療組合附属機関」を「南和広域医療企業団附属機関」に、「南和広域医療組合情報公開条例」を「南和広域医療企業団情報公開条例」に、「南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会」を「南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会」に、「南和広域医療組合個人情報保護条例」を「南和広域医療企業団個人情報保護条例」に、「南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例」を「南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例」に、「南和広域医療組合南奈良看護専門学校」を「南和広域医療企業団南奈良看護専門学校」に、「南和広域医療組合病院事業」を「南和広域医療企業団病院事業」に、「組合管理者」を「企業長」に改める。

2 前項の規定により、字句を改めることが不適切な箇所について、同項の規定は適用しない。

(南和広域医療組合公告式条例の一部改正)

第3条 南和広域医療組合公告式条例(平成24年南和広域医療組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中表を次のように改める。

南和広域医療企業団事務局揭示場

(南和広域医療組合の休日を定める条例の一部改正)

第4条 南和広域医療組合の休日を定める条例(平成24年南和広域医療組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「条例又は規則」を「条例、規則又は管理規程」に改める。

(南和広域医療組合職員定数条例の一部改正)

第5条 南和広域医療組合職員定数条例(平成24年南和広域医療組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「25人以内」を「460人以内」に改める。

(南和広域医療組合委員会の委員その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 南和広域医療組合委員会の委員その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「別表第 1 (第 2 条関係)

区分	報酬の額		
	監査委員	識見者	日額
議会選出		日額	7,000円
南和広域医療組合建設工事総合評価審査委員会の委員	日額		10,900円
南和広域医療組合建設コンサルタント業務等総合評価審査委員会の委員	日額		10,900円
南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額		10,900円

」を

「別表第 1 (第 2 条関係)

区分	報酬の額	
監査委員	日額	10,000円
地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づいて設置された附属機関の委員及びその他の法の規定に基づいて設置された機関の構成員で監査委員に該当しない者(別に定める場合を除く。)	日額	10,000円

」に

改める。

別表第 2 中

「別表第 2 (第 3 条関係)

種類	費用弁償の額
鉄道賃	南和広域医療組合の一般職の職員等の旅費に関する条例(平成 24 年南和広域医療組合条例第 12 号)に規定する一般職の職員の旅費相当額
船賃	
航空賃	
車賃	
日当	
宿泊料	1 夜につき 12,000 円

」を

「別表第2（第3条関係）」

種類	費用弁償の額
鉄道賃	南和広域医療企業団の一般職に属する職員の旅費相当額
船賃	
航空賃	
車賃	
日当	
宿泊料	1夜につき12,000円

」に

改める。

（南和広域医療組合管理者等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第7条 南和広域医療組合管理者等の給与及び旅費に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条本文中「次に掲げる」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、」に、「の職員」を「（以下「企業団」という。）の企業長及び副企業長」に改める。

第1条第1号及び第2号を次のように改める。

（1）及び（2） 削除

第2条中「に対する」を「の」に、「支給しない。」を「給料、通勤手当及び期末手当とする。」に改める。

第5条を第7条とし、第4条中「旅費」を「給与及び旅費」に改め、同条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（給料）

第3条 企業長の給料月額は、718,000円とする。

2 副企業長の給料月額は、640,000円を上限として企業長が定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、副企業長が医師である場合の給料月額については、一般職に属する職員のうち南奈良総合医療センターの院長に相当する職員の給与相当額を基準に企業長が定めるものとする。

（その他の給与）

第4条 通勤手当は、一般職に属する職員の通勤手当の支給方法の例によるものと

する。

- 2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第2項第1号に該当して同条第10項の規定により失職し、又は死亡した者についても同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の150、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 4 前項の期末手当基礎額は、給料月額、その給料月額に100分の20を乗じて得た額及びその給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額とする。ただし、前条第3項に規定する副企業長については、前項の期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第1中

「別表第1（第3条関係）」

種類	費用弁償の額
鉄道賃	南和広域医療組合の一般職の職員等の旅費に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第12号）に規定する一の職員の旅費相当額
船賃	
航空賃	
車賃	
日当	
宿泊料	1夜につき15,000円

」を

「別表第1（第5条関係）」

種類	旅費の額
鉄道賃	南和広域医療企業団の一般職に属する職員の旅費相当額
船賃	

航空賃	
車賃	
日当	
宿泊料	1夜につき15,000円

」に

改める。

(南和広域医療組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 南和広域医療組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「別表第2(第3条関係)

種類	費用弁償の額
鉄道賃	南和広域医療組合の一般職の職員等の旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第12号)に規定する一般職の職員の旅費相当額
船賃	
航空賃	
車賃	
日当	
宿泊料	1夜につき15,000円

」を

「別表第2(第3条関係)

種類	費用弁償の額
鉄道賃	南和広域医療企業団の一般職に属する職員の旅費相当額
船賃	
航空賃	
車賃	
日当	
宿泊料	1夜につき15,000円

」に

改める。

(南和広域医療組合実費弁償条例の一部改正)

第9条 南和広域医療組合実費弁償条例(平成24年南和広域医療組合条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の一般職の職員等の旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第12号。第5条において「旅費条例」という。)の適用を受ける職員」を「の一般職に属する職員(以下「一般職の職員」という。)」に改める。

第5条中「旅費条例の適用を受ける」を「一般職の」に改める。

(南和広域医療組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)

第10条 南和広域医療組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成24年南和広域医療組合条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「規則」を「管理規程」に改める。

(南和広域医療組合附属機関に関する条例の一部改正)

第11条 南和広域医療組合附属機関に関する条例(平成25年南和広域医療組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「別表(第1条関係)」

附属機関	担任する事項
南和広域医療組合建設工事総合評価審査委員会	総合評価落札方式による建設工事の技術提案についての審査及び評価に関する事務
南和広域医療組合建設コンサルタント業務等総合評価審査委員会	総合評価落札方式による建設コンサルタント業務等の技術提案についての審査及び評価に関する事務
南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会	<p>次に掲げる諮問に応じ不服申立てその他の諮問事項についての調査審議に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 南和広域医療組合情報公開条例(平成27年南和広域医療組合条例第1号(以下「情報公開条例」という。))第19条第1項の規定による諮問 2 南和広域医療組合個人情報保護条例(平成27年南和広域医療組合条例第2号(以下「個人情報保護条例」という。))第40条第1項の規定による諮問 3 前2号に掲げるもののほか、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定に基づく情報公開制度及び個人情報保護制度の運営等に関し、管理者が特に必要と認める事項について行う諮問

」を

「別表(第1条関係)

附属機関	担任する事項
南和広域医療企業団建設 工事総合評価審査委員会	総合評価落札方式による建設工事の技術提案につい ての審査及び評価に関する事務
南和広域医療企業団建設 コンサルタント業務等総 合評価審査委員会	総合評価落札方式による建設コンサルタント業務等 の技術提案についての審査及び評価に関する事務
南和広域医療企業団情報 公開・個人情報保護審査 会	次に掲げる諮問に応じ不服申立てその他の諮問事項 についての調査審議に関する事務 1 南和広域医療企業団情報公開条例（平成27年 南和広域医療組合条例第1号(以下「情報公開条例」 という。))第19条第1項の規定による諮問 2 南和広域医療企業団個人情報保護条例（平成2 7年南和広域医療組合条例第2号(以下「個人情報 保護条例」という。))第40条第1項の規定によ る諮問 3 前2号に掲げるもののほか、情報公開条例及び 個人情報保護条例の規定に基づく情報公開制度及 び個人情報保護制度の運営等に関し、管理者が特 に必要と認める事項について行う諮問
南和広域医療企業団行政 不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81 条第2項の規定による機関として、事件ごとに、行 政不服審査法の規定に基づく権限に属する事項を処 理

」に

改める。

(南和広域医療組合情報公開条例の一部改正)

第12条 南和広域医療組合情報公開条例(平成27年南和広域医療組合条例第1号)の一
部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第19条―第21条)」を「審査請求(第18条の2―第21条)」

に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第18条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第19条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」の下に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第1項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第19条第2項中「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改める。

第20条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(南和広域医療組合個人情報保護条例の一部改正)

第13条 南和広域医療組合個人情報保護条例(平成27年南和広域医療組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て(第40条―第42条)」を「審査請求(第39条の2―第42条)」に改める。

第3条第5項第8号中「各号」を「前各号」に改める。

第4章第4節の節名を次のように改める。

第4節 審査請求

第39条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第39条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第40条第1項各号列記以外の部分中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に、同条第1項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

第40条第2項中「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改める。

第41条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この節において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第42条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条第2号中「不服申立」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の下に「(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第14条 南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成27年南和広域医療組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「当該不服申立人等」を「当該審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条及び第10条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第11条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を送付した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害する恐れがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第15条 南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例(平成27年南和広域医療組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条本文中「規則」を「管理規程」に改める。

第3条の表中

「

名 称	位 置	病床数
南和広域医療組合南奈良総合医療センター	奈良県吉野郡大淀町	232

南和広域医療組合五條病院	奈良県五條市	90
南和広域医療組合吉野病院	奈良県吉野郡吉野町	96

」を

「

名 称	位 置	病床数
南和広域医療企業団南奈良総合医療センター	奈良県吉野郡大淀町	232
南和広域医療企業団五條病院	奈良県五條市	90
南和広域医療企業団吉野病院	奈良県吉野郡吉野町	96
南和広域医療企業団五條診療所	奈良県五條市	0

」に

改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第6条とし、第4条に次の1条を加える。

（組織）

第5条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第14条の規定により、企業長の権限に属する事務を処理させるため、南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）南奈良総合医療センター、企業団五條病院、企業団吉野病院、企業団五條診療所及び企業団南奈良看護専門学校を置く。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（南和広域医療組合情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第12条の規定による改正前の南和広域医療組合情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定による実施機関の開示決定等についての改正前の行政不服審査法（以下「旧法」という。）による不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(南和広域医療組合個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第13条の規定による改正前の南和広域医療組合個人情報保護条例(以下「改正前の個人情報保護条例」という。)の規定による実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての旧法による不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係るものについては、なお従前の例による。

(南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会に係る規定の特例)

- 4 この条例の施行前にされた改正前の情報公開条例又は改正前の個人情報保護条例による実施機関の開示決定等であってこの条例の施行後にされた旧法による不服申立てについては、改正前の情報公開条例第3章又は改正前の個人情報保護条例第4章第4節、及び改正前の南和広域医療組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例の規定を適用する。

議第 5 号

南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 企業長は、毎年12月末日までに、前年度における職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次の事項について公表しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修並びに福祉及び利益の保護の状況

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 南和広域医療企業団事務局掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 6 号

南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 企業長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 企業長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 企業長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 企業長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項

の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、企業長が定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 企業長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 7 号

南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項並びに同条第2項及び第3項(これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者(前号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新(更新された任期を含む。以下同じ。)は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 企業長は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 8 号

南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団職員の服務の宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、企業長又は企業長の定める上級職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名をしたあとでなければ、その職務を行うことはできない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日において奈良県立五條病院、吉野町国民健康保険吉野病院又は大淀町立大淀病院に勤務し、引き続きこの条例の適用を受けることになった職員については、第2条に規定する服務の宣誓があったものとみなす。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

議第 9 号

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項及び第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第4条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第6条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により企業長に申し出た場合に限る。)

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第5条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第6条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)

第7条 企業長は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第8条 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号。以下「給与条例」という。)第18条に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(管理規程で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第20条第1項に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、管理規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第10条 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号。以下「退職手当条例」という。)第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当条例第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に

限る。)についての退職手当条例第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 退職手当条例第7条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第10条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により企業長に申し出た場合に限る。)
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第13条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き管理規程で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が管理規程で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 企業長は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、当該職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第17条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第12条第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
---------	------------	-----------

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第18条 退職手当条例第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、育児

短時間勤務をした期間は、退職手当条例第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与の特例)

第19条 第17条から前条までの規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第20条 第7条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例)

第21条 短時間勤務職員の給料月額は、企業長が定めた給料月額に、企業長が定めたその者の1週間あたりの勤務時間を常時勤務を要する職員の1週間あたりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第22条 給与条例第4条から第8条、第10条、第14条及び第17条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

2 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第12条第3項	再任用短時間勤務職員	育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員
---------	------------	---------------------------

(部分休業をすることができない職員)

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第24条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第25条 育児休業法第19条第1項の規定による承認のほか、企業長は、部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に

ある子を養育するため1週間の勤務時間の一部(18時間45分を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことを承認することができる。

2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。

(1) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

3 第1項の規定による承認は、管理規程で定めるところにより、職員の子を養育するため必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。

4 労働基準法第67条の規定による育児時間又は部分休業を承認されている職員に対する第1項の規定による承認については、1週間につき18時間45分から当該育児時間又は当該部分休業を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(給与の減額)

第26条 職員が部分休業の承認又は前条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由等)

第27条 第14条第1号の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同号中「育児短時間勤務を承認しようとするとき」とあるのは、「育児休業、育児短時間勤務若しくは当該承認に係る時間における部分休業を承認し、又は当該承認に係る時間における第25条第1項の規定による承認をしようとするとき」と読み替えるものとする。

2 企業長は、部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合は、当該承認を取り消し、又は休業時間(部分休業の承認を受けた1日当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

3 企業長は、既に部分休業をしている職員から休業時間の延長の請求があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

第28条 第25条第1項の規定による承認は、当該承認を受けて勤務していない職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該承認に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 企業長は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、第25条第1項の規定による承認を取り消すものとする。

(1) 第25条第1項の規定による承認を受けて勤務していない職員が当該承認に係る子を当該承認に係る時間において養育しなくなったとき。

(2) 第25条第1項の規定による承認を受けて勤務していない職員について当該承認に係る子以外の子に係る育児休業、育児短時間勤務若しくは当該承認に係る時間における部分休業を承認し、又は当該承認に係る時間における同項の規定による承認をしようとする

るとき。

- 3 前条第2項及び第4条の規定は、第25条第1項の規定による承認について準用する。
(不利益取扱いの禁止)

第29条 職員は、第25条第1項の規定による承認を受けて勤務していないことを理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、育児休業に関する事項その他必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年3月31日において奈良県立五條病院、吉野町国民健康保険吉野病院又は大淀町立大淀病院(以下「従前の所属」という。)の職員で、引き続きこの条例の適用を受ける職員となったもののうち、従前の所属において育児休業に関する規定により承認を受けた職員については、この条例の規定により育児休業等の承認を受けたものとみなす。

議第 10 号

南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南和広域医療企業団の職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 企業長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が、大学その他教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「修学部分休業」という。)を承認することができる。

2 前項に規定する承認は、1週間を通じて18時間45分を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、15分を単位として行うものとする。

3 第1項に規定する教育施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校

(2) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(3) 学校教育法第134条に規定する各種学校

4 第1項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(修学部分休業取得中の給与)

第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当(月額を単位として支給するものに限る。)、管理職手当及び管理規程で定める手当の月額合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから1日当たりの勤務時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び管理規程で定める年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し等)

第4条 企業長は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

2 企業長は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合は、当該修学部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(修学部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。)を短縮することができる。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日において奈良県立五條病院、大淀町立大淀病院又は吉野町国民健康保険吉野病院の職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けている職員については、この条例の規定により修学部分休業の承認を受けたものとみなす。

議第 11 号

南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南和広域医療企業団の職員(以下「職員」という。)の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 企業長は、高年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が当該年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年3月南和広域医療企業団条例第●号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 第1項に規定する高年齢は、職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第3条に規定する年齢から5年を減じた年齢とする。

3 高齢者部分休業の承認は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日を期間の初日とし、1週間を通じて18時間45分を超えない範囲内で、15分を単位として行うものとする。

4 高齢者部分休業の承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びに初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当(月額を単位として支給するものに限る。)、管理職手当及び管理規程で定める手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから1日当たりの勤務時間に4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び管理規程で定める年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第16条第1項から第5項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第4条前段」と、同条第7項中「前項」とあるのは「前項及び南和広域医療企業団職員の高齢者部分休業に関する条例第4条前段」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 企業長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 企業長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 12 号

南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学等教育施設)

第2条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うものと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合における当該教育施設に限る。)
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校であって、同法第125条に規定する専門課程を置くもの(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)
- (5) その他企業長が特に認める教育研修施設

(奉仕活動)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。)
- (2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして企業長が認める奉仕活動

(対象となる職員)

第4条 自己啓発等のための休職の対象となる職員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 常時勤務する職員である者
- (2) 自己啓発等のための休職の開始予定日の前日において、前号の職員として勤務した期間が引き続き3年以上ある者
- (3) 職員として良好な成績で勤務し、かつ、長期の研修の実施に心身ともに耐え得る者
- (4) 自己啓発等休業の期間終了後も引き続き第1号の職員として勤務する意思を有する者
- (5) 自己啓発等休業を取得したことがある職員にあっては、自己啓発休業終了後3年以上経過していること

(自己啓発等休業の期間)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として企業長が認めるときは3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年を超えない範囲内の期間とする。

(自己啓発休業の申請手続き)

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の承認)

第7条 企業長は、前条に規定する職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修(法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第5条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、企業長に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、企業長が定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第9条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由がなく、在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献

活動に支障が生ずること。

(報告等)

第10条 自己啓発等休業をしている職員は、企業長から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について企業長に報告しなければならない。

(1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 在学している課程を休学し、停学にされ、若しくは授業を欠席している場合又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 企業長は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として企業長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 自己啓発等休業をした期間は、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号。以下「退職手当条例」という。)第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動が公務に特に有用であると認められるものについては、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 13 号

南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 企業長は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)

(4) 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として管理規程で定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 第2条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該申請をした職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き

配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、企業長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、管理規程で定める特別休暇をとることとなったこと。

(3) 企業長が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(4) 前三号に掲げるもののほか、管理規程で定める事由に該当することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理規程で定める事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 企業長は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び第3項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 企業長は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 企業長は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 企業長は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ同項の職員の同意を

得なければならない。

5 第2項の規定は、第3項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、管理規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号。以下「退職手当条例」という。)第14条第1項及び第16条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第14条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第16条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 14 号

南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の制定について

南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を次の
とおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

第2条 この条例において「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次に掲げる者以外の者をいう。

(1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者

(2) 前号に規定する者のほか、企業長が定める者

(通勤)

第3条 この条例において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものをいう。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の企業長が定める就業の場所から勤務場所への移動(法令その他の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。)

(3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(企業長が定める要件に該当するものに限る。)

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって管理規程で定めるものをやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又

は中断の間を除き、この限りでない。

(実施機関)

第4条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関(以下「実施機関」という。)は、この条例で定める補償の実施の責めに任ずる。

- (1) 議会の議員 議長
- (2) 非常勤の監査委員 企業長
- (3) その他の職員 企業長

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会(以下「認定委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(認定委員会)

第5条 認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理規程で定める。

(補償基礎額)

第6条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が企業長と協議して定める額
- (2) 非常勤の監査委員 企業長が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が企業長と協議して別に定める額)
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が企業長と協議して定める額

第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)について前条の規定による補償基礎額が、年金たる補償を受けるべき職員の当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の4月1日(以下この項において「基準日」という。)における年齢(遺族補償 年金を支給すべき場合にあっては、当該支給をすべき事由に係る職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢)に応じて企業長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該年金たる補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の企業長が定める額は、地方公務員災害補償法第2条第11項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

第8条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後1年6月

を経過した日以後の日である場合において、休業補償について第6条の規定による補償基礎額が、休業補償を受けるべき職員の当該休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度の4月1日における年齢に応じて企業長が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、それぞれその定める額を当該休業補償に係る補償基礎額とする。

2 前項の企業長が定める額は、地方公務員災害補償法第2条第13項の規定により総務大臣が年齢階層ごとに定める額との均衡を考慮して定めるものとする。

(審査)

第9条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第10条 前条に規定する審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理規程で定める。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、補償、福祉事業及びその他補足規定については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良県条例第15号)の規定の例による。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 15 号

南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、南和広域医療企業団に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 常時勤務を要する職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨にしたがって定めなければならない。

(給料の調整額)

第4条 企業長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、管理規程で給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難である等の特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

(地域手当)

第7条 地域手当は、医師及び歯科医師に対して支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、企業長が定める額を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(企業長が定める職員を除く。)
- (2) 第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(職員公舎その他管理規程で定める住宅を除く。)を借り受け、管理規程で定める額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理規程で定めるもの

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車で、同法第3条に規定する自動二輪車以外のものをいう。以下同じ。)又は自転車その他の交通の用具で管理規程で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車又は自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車若しくは自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等

を利用せず、かつ、自動車又は自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業長が定める職員には、同項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

(特殊勤務手当)

第11条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第12条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理規程で定める時間を除く。)について時間外勤務手当を支給する。

3 再任用短時間勤務職員が、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した勤務のうち、その勤務の時間(管理規程で定める時間を除く。)と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は支給しない。

(宿日直手当)

第13条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

2 前項の勤務は、前条、第14条及び第15条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第14条 管理職員特別勤務手当は、第16条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日((国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。

以下「祝日法による休日等」という。)若しくは年末年始の休日((12月29日から1月

3日までの日(祝日法による休日を除く。)をいう。)代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第16条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(夜間勤務手当)

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第16条 休日勤務手当は、祝日法による休日等(毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、管理規程で定める日。)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、管理規程で定める額を支給する。これらの日に準ずるものとして管理規程で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき企業長が指定する職にある職員に対して支給する。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、病院事業の経営の状況を考慮の上、それぞれ基準日の属する月の管理規程で定める日(次条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理規程で定める職員を除く。)についても、同様とする。

第19条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前一月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 管理規程で定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、病院事業の経営の状況を考慮の上、それぞれ基準日の属する月の管理規程で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理規程で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 前条の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条中「前条」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する管理規程で定める日をいう。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第21条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当の額及び支給方法については、南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)に定めるところによる。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、管理規程で定める時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に企業長の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の場合において企業長が承認する基準は、管理規程で定める。

(休職者の給与)

第23条 職員が休職にされたときは、企業長が定めるところにより、給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第23条の2 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第23条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りで

ない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第23条の4 地方公務員法第26条の5第1項の規定により、自己啓発等休業の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第23条の5 地方公務員法第26条の6第1項の規定により、配偶者同行休業の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第24条 地方公務員法第22条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤の職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)に対しては、それ以外の職員との給与の権衡を考慮して、予算の範囲内で、企業長が定める基準に従い給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第12条、第15条及び第16条の規定は、第17条第1項に規定する職員には適用しない。

2 第5条から第8条までの規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日において奈良県立五條病院、吉野町国民健康保険吉野病院及び大淀町立大淀病院に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったものの平成28年4月1日以後の給与については、企業長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

議第 16 号

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例の制定について

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員に対する退職手当について定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族とし

ない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 次条及び第15条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第17条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第13条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第14条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間に該当する別表第1の勤続期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第19条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が別表第2の勤続期間の区分の者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該勤続期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

(1年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 1年以上25年未満の期間勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で管理規程で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間に該当する別表第3の勤続期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、1年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることによ

り退職した者であつて企業長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で企業長が定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間に該当する別表第4の勤続期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第16条第5項に規定する他の団体職員等若しくは企業長が定める者として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第16条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手

当及び第17条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第16条第5項に規定する他の団体職員等又は管理規程で定める者となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第16条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の団体職員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前二号に掲げる期間に準ずるものとして企業長が定める在職期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項に規定する者(企業長が定める者を除く。)のうち、南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)第2条に規定する定年退職日から1年前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつ

		ては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第12条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第13条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第6条から第8	前条の規定により読み替えて適用する第8条で定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第8条の
第12条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の

第12条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第12条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第14条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び南和広域医療組合職員の分限に関する条例(平成24年2月南和広域医療組合条例第5号)第3条の規定による公共的団体(退職手当(これに相当する給与を含む。))において、職員が当該団体の業務に従事するために休職され、引き続いて当該団体に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、当該団体に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定団体」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち企業長が定めるものを除く。)ごとに当

該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、企業長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、企業長が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、企業長が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第15条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第16条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となるときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)を前三項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員(常時勤務に服することを要するものに限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する者(以下「他の団体職員等」という。)が機構の改廃、施設の委譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおけるその者の他の団体職員等として引き続いた在職期間を含むものとする。この場合においてその者の他の団体職員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項(第3項を除く。)の規定を準用するほか、企業長が定める。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第6条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、前条又は第18条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第18条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第17条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第18条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23

条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして企業長が定める者をいう。以下この条において同じ。)にあっては、6月以上)で退職した職員であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他企業長が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、企業長が定めるところにより企業長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員であったことがある者については、当該職員であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員であった期間に係る職員となった日の直前の職員でなくなった日が当該職員となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日以前の職員であった期間

(2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であった期間

3 勤続期間12月以上(特定退職者にあっては、6月以上)で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用し

た場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同法の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第1項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は前項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が企業長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1) 企業長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は企業長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

6 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。

7 第5項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第5項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

8 第5項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第5項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

9 偽りその他不正の行為によって第1項又は第3項から第5項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

10 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては、これを支給しない。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分(地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。以下同じ。)を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 企業長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 企業長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を南和広域医療企業団事務局の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第20条 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続に

よるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 企業長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は企業長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 企業長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 企業長は、死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後事情の変化を理由に、当該支払差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 企業長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、

次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 企業長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前二項の規定は、企業長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第18条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第18条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第21条 企業長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処

分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 企業長は、死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 企業長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第22条 企業長は、退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第18条の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、第18条の規定により算出される金額(次条及び第26条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 企業長が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第18条の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 企業長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第23条 企業長は、死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第19条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第24条 企業長は、退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 企業長は、退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当

等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 企業長は、退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を

超えることとなつてはならない。

7 第19条第2項並びに第22条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(諮問)

第25条 企業長は、第21条第1項第3号若しくは第2項、第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、退職手当審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

2 審査会の組織及び運営等に関し必要な事項は、企業長が定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第26条 職員が退職した場合(第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(在職期間の特例)

2 平成28年3月31日において吉野町国民健康保険吉野病院又は大淀町立大淀病院に勤務し、引き続きこの条例の適用を受けることになった職員で、同日以後に奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例(昭和62年退職手当組合条例第1号)の規定による退職手当の支給を受けたもののうち、支給された退職手当(所得税法(昭和41年法律第33号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による所得税及び住民税を控除した後の手当をいう。)を企業長の指定する日までに引継資金として南和広域医療企業団に納付したものについては、第16条第5項に規定する職員以外の地方公務員とみなす。

3 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

別表第1(第6条第1項関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
1年	0.87
2年	1.74
3年	2.61
4年	3.48
5年	4.35
6年	5.22
7年	6.09
8年	6.96
9年	7.83
10年	8.7
11年	9.657
12年	10.614
13年	11.571
14年	12.528
15年	13.485
16年	14.877
17年	16.269
18年	17.661
19年	19.053
20年	20.445
21年	22.185
22年	23.925
23年	25.665
24年	27.405
25年	29.145
26年	30.537
27年	31.929
28年	33.321
29年	34.713
30年	36.105
31年	37.149
32年	38.193
33年	39.237
34年	40.281
35年	41.325
36年	42.369
37年	43.413
38年	44.457
39年	45.501
40年	46.545
41年	47.589
42年	48.633
43年	49.59
44年	49.59
45年	49.59

別表第2(第6条第2項関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
1年	0.522
2年	1.044
3年	1.566
4年	2.088
5年	2.61
6年	3.132
7年	3.654
8年	4.176
9年	4.698
10年	5.22
11年	7.7256
12年	8.4912
13年	9.2568
14年	10.0224
15年	10.788
16年	13.3893
17年	14.6421
18年	15.8949
19年	17.1477
20年	20.445
21年	22.185
22年	23.925
23年	25.665
24年	27.405
25年	29.145
26年	30.537
27年	31.929
28年	33.321
29年	34.713
30年	36.105
31年	37.149
32年	38.193
33年	39.237
34年	40.281
35年	41.325
36年	42.369
37年	43.413
38年	44.457
39年	45.501
40年	46.545
41年	47.589
42年	48.633
43年	49.59
44年	49.59
45年	49.59

別表第3(第7条関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
11年	12.07125
12年	13.2675
13年	14.46375
14年	15.66
15年	16.85625
16年	18.59625
17年	20.33625
18年	22.07625
19年	23.81625
20年	25.55625
21年	27.29625
22年	29.03625
23年	30.77625
24年	32.51625

別表第4(第8条関係)

勤続期間の区分	左の区分に応じた割合
1年	1.305
2年	2.61
3年	3.915
4年	5.22
5年	6.525
6年	7.83
7年	9.135
8年	10.44
9年	11.745
10年	13.05
11年	14.4855
12年	15.921
13年	17.3565
14年	18.792
15年	20.2275
16年	21.663
17年	23.0985
18年	24.534
19年	25.9695
20年	27.405
21年	28.8405
22年	30.276
23年	31.7115
24年	33.147
25年	34.5825
26年	36.1485
27年	37.7145
28年	39.2805
29年	40.8465
30年	42.4125
31年	43.9785
32年	45.5445
33年	47.1105
34年	48.6765
35年	49.59
36年	49.59
37年	49.59
38年	49.59
39年	49.59
40年	49.59
41年	49.59
42年	49.59
43年	49.59
44年	49.59
45年	49.59

議第 17 号

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例の制定について

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

南和広域医療企業団企業長及び副企業長の退職手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、企業長及び副企業長の退職手当に関する事項を定めるものとする。

(退職手当の支給範囲)

第2条 この条例の規定による退職手当は、企業長及び副企業長が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(退職手当の額等)

第3条 退職手当の額は、退職の日における企業長又は副企業長の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、100分の10の割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する在職月数は、企業長又は副企業長となった日から退職した日までの期間につき暦に従って計算し、1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

3 退職手当の支給は、企業長又は副企業長の任期ごとに行う。

第4条 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の適用を受ける職員(以下「国家公務員」という。)又は奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和28年奈良県条例第40号。以下「奈良県退職手当条例」という。)の適用を受ける職員(以下「奈良県職員」という。)が国家公務員退職手当法又は奈良県退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けることなく引き続き企業長又は副企業長となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、その者の企業長又は副企業長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者が引き続き国家公務員又は奈良県職員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 第1項に規定する者の退職手当については、前条の規定にかかわらず、同条及び南和広域医療企業団職員の退職手当に関する条例(平成28年南和広域医療企業団条例第●号)。

以下「条例」という。)の規定による退職手当との均衡を考慮して、企業長が南和広域医療企業団規約(平成28年2月1日総行市第1号)第12条の2に規定する運営会議の承認を得て別に定める。

(支給方法等)

第5条 企業長及び副企業長の退職手当の支給方法及び支給制限等に関し、この条例に定めのない事項については、条例第2条に規定する職員の例による。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 18 号

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例の制定について

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団病院事業料金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南和広域医療企業団(以下「企業団」という。)の料金の徴収等について、必要な事項を定めるものとする。

(料金の額)

第2条 前条に規定する料金の額は、次項に定めるもののほか、次の各号に掲げる額とする。

(1) 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)第1号及び第2号並びに平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準)の規定により算定した額

(2) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付に係るものについては、平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の115を乗じて得た額

(3) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定により損害賠償が請求できる場合の医療に係るものについては、平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額

2 前項の規定により算定することができない料金の額は、別表に定める額とする。

(料金の徴収)

第3条 料金は、企業団の施設(以下「施設」という。)において診療を受けるもの又は施設を利用するものから徴収する。

(料金の減免等)

第4条 企業長は、特別の理由があると認めるときは、その徴収すべき料金を猶予若しくは減免し、又は分納させることができる。

(債権の放棄)

第5条 企業長は、徴収すべき料金(以下この条において「診療費等の債権」という。)について、法令の規定又は特別の理由があるときは、診療費等の債権の全部又は一部を放棄することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

		南奈良総合医療センター	吉野病院	五條診療所
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者(緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。)に対する加算料		初診料算定1回につき 1,080円		
室料	特室	1日につき 10,800円	一般病床 1日につき 7,560円 療養病床 1日につき 4,320円	
	A室	1日につき 7,560円		
	B室		1日につき 5,400円	
	C室		1日につき 3,240円	
	D室(2床室)		1日につき 1,080円	
文書料	1 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による保険金又は損害賠償額の支払の請求に必要な書類	診断書1通につき 5,400円 診療費明細書1通につき 3,240円		
	2 年金の受給に必要な診断書	1通につき 5,400円		
	3 生命保険等の保険金の支払の請求に必要な診断書	1通につき 5,400円		
	4 前各号以外の文書	1通につき 3,240円以内で企業長が定める額		
その他の料金		企業長が定める額		

議第 19 号

南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例の制定について

南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療企業団行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審理員又は審査庁に提出された書類等の写し等の交付に係る手数料)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下本条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第38条第1項の規定による書面又は書類の写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 1枚につき10円

イ 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 1枚につき50円

(2) 法第38条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 用紙に単色刷りで出力したものの交付 1枚につき10円

イ 用紙に多色刷りで出力したものの交付 1枚につき50円

2 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審理員が必要と認める書類を添付して審理員に提出しなければならない。

4 審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合においては、前2項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは、「審査庁」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、他の法律において準用する法第38条第4項及び第5項の規定による手数料の額及び減免について条例で定めることとされる場合に準用する。

(南和広域医療企業団行政不服審査会)

第3条 法第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、南和広域医療企業団の附属機関として、南和広域医療企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の委員)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、事件ごとに、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。

3 委員は、その者の任命に係る事件の処理が終了したときは、その職を失う。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない

(審査会の会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は次条第1項に規定する専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(審査会の専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、企業長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(審査会に提出された資料の写し等の交付に係る手数料)

第8条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下本条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 1枚につき10円

イ 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 1枚につき50円

(2) 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 用紙に単色刷りで出力したものの交付 1枚につき10円

イ 用紙に多色刷りで出力したものの交付 1枚につき50円

2 審査会は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審査会が必要と認める書類を添付して審査会に提出しなければならない。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、南和広域医療企業団事務局において処理する。

(審査会の運営に関し必要な事項)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 20 号

南和広域医療組合事務局設置条例等の廃止について

南和広域医療組合事務局設置条例等を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

南和広域医療組合事務局設置条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 南和広域医療組合事務局設置条例(平成24年南和広域医療組合条例第3号)
- (2) 南和広域医療組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第8号)
- (3) 南和広域医療組合職員の給与に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第11号)
- (4) 南和広域医療組合一般職の職員等の旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第12号)
- (5) 南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第13号)
- (6) 南和広域医療組合副管理者の給与及び旅費に関する条例(平成24年南和広域医療組合条例第18号)
- (7) 南和広域医療組合行政財産使用料条例(平成27年南和広域医療組合条例第4号)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議第 21 号

南和広域医療組合五條病院改修工事にかかる請負契約の締結について

南和広域医療組合五條病院改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第13号）第2条の規定により議決を求める。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

記

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 南和広域医療組合五條病院改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 奈良県五條市野原西5丁目2番59号 地内 |
| 3 工 期 | 契約締結の日から平成29年2月28日 |
| 4 契 約 金 額 | 1,936,440,000円 |
| 5 契約の相手方 | 村本・田原特定建設工事共同企業体
代表者 村本建設株式会社 |

議第 22 号

吉野病院の土地・建物の取得について

吉野病院の土地・建物を次のとおり取得したいので、南和広域医療組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成24年南和広域医療組合条例第13号）第3条の規定により議決を求める。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正 吾

記

- 1 財産の所在地 奈良県吉野郡吉野町大字丹治130番地の1
- 2 財産の表示
土地の面積 3,921.02㎡
建物の床面積 7,895.56㎡
既存建物の名称 吉野病院及び健やか一番館
(鉄筋コンクリート造 4階建2棟)
- 3 取得金額 1,072,080,000円
(内訳) 土地 99,000,000円
建物 973,080,000円
- 4 取得予定日 平成28年4月1日
- 5 取得の相手方 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1
吉野町長 北岡 篤

同第 1 号

南和広域医療組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を南和広域医療組合の監査委員に選任することについて、南和広域医療組合規約（平成24年1月23日総行市第146号）第12条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月1日提出

南和広域医療組合管理者 荒井 正吾

住 所	五條市靈安寺町409番地
氏 名	橋本 重夫
生年月日	昭和22年6月18日